

〈法定外の労災保険の付保の要件化について〉

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、中部地区用地対策連絡協議会において用地調査等業務共通仕様書等で要件化されたことから、三重県においても三重県業務委託共通仕様書の令和 6 年 11 月一部改正において要件化を行いましたのでお知らせします。

つきましては、法定外の労災保険の付保の要件化に伴い、以下の内容に留意いただきますようお願いいたします。

記

・用地調査等業務共通仕様書

（保険加入の義務）

第 34 条 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

※用地アセスメント調査等業務共通仕様書第 32 条、用地調査点検技術業務共通仕様書第 30 条、用地補償総合技術業務共通仕様書第 32 条も同様の改正を行っています。

・保険付保の確認

委託業務の着手前までに現場代理人等通知書等と併せて確認書類（保険証券、加入者証（票）、加入証明書など）を監督員へ提示（写しで可）していただきます。なお保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、原則、保険契約の事実のみを求めるものとします。

・設計業務等委託契約書の条項

（保 険）

第 48 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに提示しなければならない。